

令和3年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

| 府省名 | 警察庁 | 公開プロセス開催日 | | | 6/29(予定) | | | |
|------|--------------------------|-----------------|----------------|------|--|--|--|-----|
| 事業番号 | 事業名 | 令和2年度 補正後予算額 | 令和3年度 当初予算額 | 選定基準 | 事業概要 | 具体的な選定理由 | 想定される論点 | 備考欄 |
| 007 | 警察電話専用料 | 4,255 | 4,387 | ア | 警察業務に必要な情報伝達のため、電気通信事業者の専用回線等を利用し、警察庁、管区警察局、都道府県警察本部及び警察署等を結ぶネットワークを構成するもの。 | 警察業務に必須の事業であり、予算規模も大きく、今後もその継続の必要が見込まれるため。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 調達について改善の余地はないか。 ○ コストダウンの可能性はないか。 | |
| 009 | 通信指令施設の更新整備 | 904 | 1,107 | ア | 110番通報に迅速かつ的確に対応するため、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急手配の発令等を行うための施設である通信指令施設を整備するもの。 | 第一線の警察活動に必須な施設であり、予算規模も大きく、今後もその更新の必要が見込まれるところ、通信指令の業務・システムの在り方について検討し、合理化・効率化が行えるかを検討する必要があるため。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信指令業務について改善の余地はないか。 ○ コストダウンの可能性はないか。 | |
| 035 | 特殊詐欺対策の推進 | 125 | 127 | ア | 特殊詐欺等の捜査の過程で入手した犯行に利用されていたと認められる名簿を委託業者にリスト(データ)化させ、当該リストを都道府県警察に還元した上で、各都道府県警察において注意喚起の架電等による被害防止への活用を内容とする高齢者犯罪被害防止事業等を実施し、特殊詐欺対策を推進するもの。 | 昨今の特殊詐欺情勢を踏まえ、今後も継続的に高齢者犯罪被害防止事業を行う必要があるが、他方で事業の効率性について確認する必要があるため。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容について改善の余地はないか。 ○ コストダウンの可能性はないか。 | |
| 042 | 都道府県警察施設整備費補助金(ゾーン30の推進) | 214 | 159 | ア | ゾーン30は、市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅を実施するとともに、その区域の道路交通の実態に応じた通行禁止等の交通規制の実施やハンプの設置等の対策により、区域内における速度を規制し、通過交通の抑制・排除を図るもの。 | 令和3年度を始期とする「第11次交通安全基本計画」においても生活道路における交通安全対策の柱と位置付けられ、適切な箇所へのゾーン30の推進が不可欠であるところ、更なる安全対策について検討を行う必要があると考えられるため。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全施設等の整備計画は適切なものとなっているか(道路管理者との連携も含めて)。 ○ コストダウンの可能性はないか。 | |

(注1)事業番号欄には、令和2年度行政事業レビューにおける事業番号を記載。

(注2)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの